

件名	松前町教育委員会事務委任等規則等の一部を改正する規則
主管課	学校教育課・社会教育課
関係課	—
改正対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松前町教育委員会事務委任等規則（昭和 31 年松前町教育委員会規則第 7 号）</li> <li>・ 松前町社会教育指導員設置規則（昭和 49 年松前町教育委員会規則第 4 号）</li> <li>・ 松前町教育委員会規則（平成 27 年松前町教育委員会規則第 5 号）</li> </ul>
根拠法令	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
改正理由	臨時職員と非常勤職員の一部が会計年度任用職員に移行したことに伴い、関係箇所を改正する。
改正の主な内容	「臨時職員」、「非常勤職員」を「臨時的任用職員」、「会計年度任用職員」に改める。
施行日	令和 3 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	